

佐伯市高校生遠距離通学費補助金の交付申請における 定期券の注意事項について

● 定期券の写しを取る際の注意事項

- ・定期券の更新時等で公共交通機関窓口（JR、大分バス）にて定期券を返却する前に必ず写しを取ってください。
- ・次の表示がはっきりと写っていることを確認してください。

- ① 通学する生徒の氏名
- ② 通学する生徒の年齢
- ③ 区間（乗車場・降車場）
- ④ 運賃
- ⑤ 定期券の発行日
- ⑥ 定期券の有効期間
- ⑦ 通学定期券の表示（例：学、通学）
- ⑧ 往復又は片道の表示（※定期バスのICカード定期券には表示されていません。）

● そのほか定期券に係る注意事項

（注意1）定期券の写しが無い場合

定期券の写しが無い場合、補助金の交付を受けられません。写しの取り忘れや紛失には十分注意ください。

※定期券の写しの取り忘れ、写しを紛失した場合・・・

通学定期券の購入を証する領収書の写し（A4）及び上記①～⑧の情報が記載されている「佐伯市高校生遠距離通学費補助金交付に係る理由書」の両方が揃っている場合に限り、補助金の交付を受けることが出来ます。定期券の写しの無い場合は、両方を揃え提出ください。

（注意2）定期券の払戻しを受けた場合

払戻しを受けた分は補助対象になりません。提出をしない様、ご注意ください。

（注意3）定期券の一部払戻しを受けた場合

払戻しを受けた分は補助対象になりません。払い戻しを受けた分以外の申請を行いたい場合は、定期券の写し・払い戻しを行ったことが分かる資料（領収書、利用明細等）を提出ください。また、払い戻し額及び払い戻しを行った日付を記載してください。